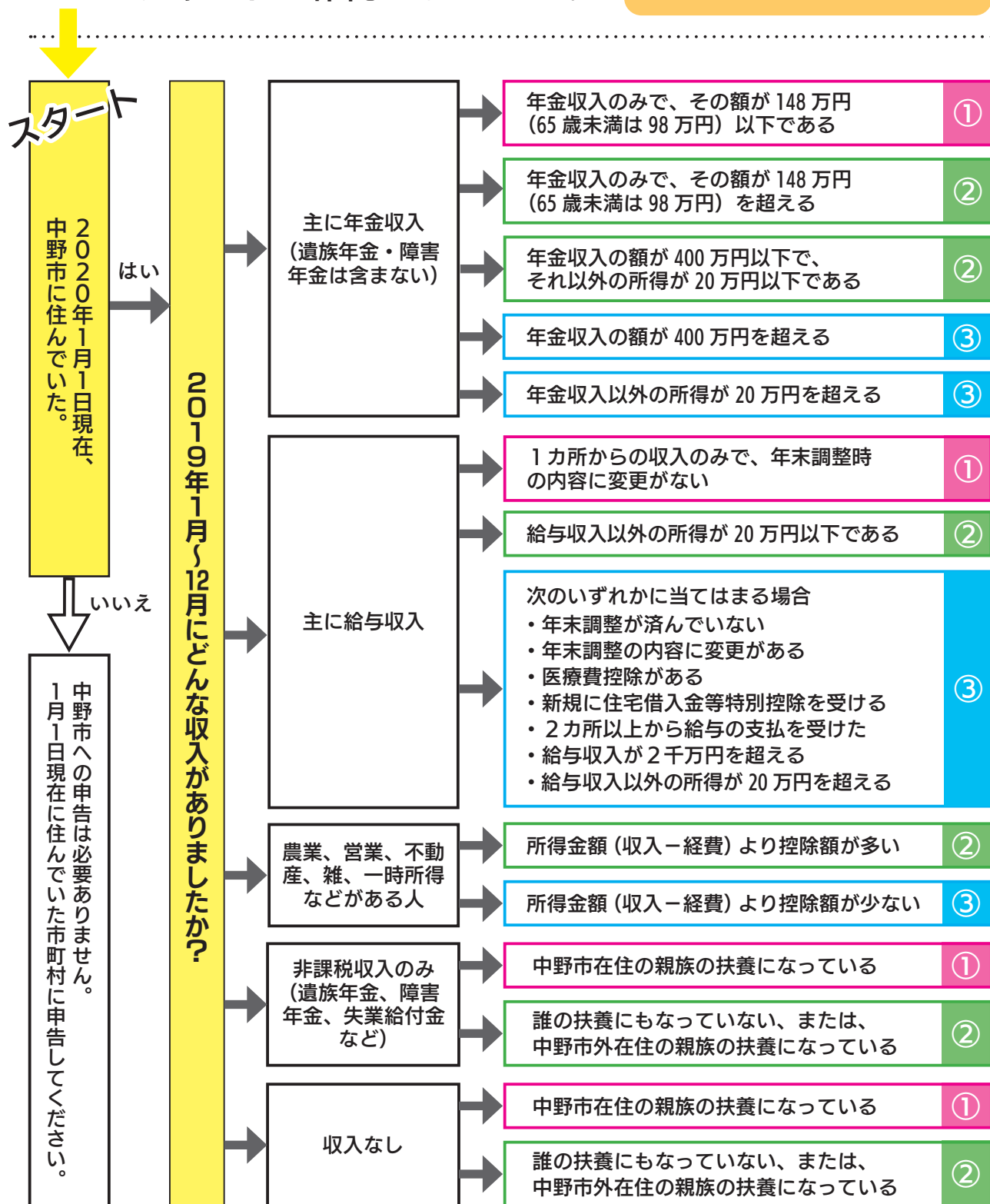


申告は必要？ フローチャートで確認しましょう！

※下記の表は簡易に申告の有無を判断するフローチャートです。
不明な点はお問い合わせください。



申告区分

- ① 市・県民税の申告、所得税の確定申告の必要はありません
※2020年度の市・県民税は給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます
- ② 市・県民税の申告をする必要があります ※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
- ③ 所得税の確定申告をする必要があります
確定申告会場：信濃中野税務署 期間：2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日・祝日は除く
受付時間：午前8時30分～午後4時 (相談開始は午前9時から)

申告前に
チェック!

3

ポイント
Point

2019年度から「利用者識別番号」による申告受付を始めています。
ぜひ、ご利用ください。

Point

1

市・県民税
申告相談会

市・県民税は、個人の申告に基づき、2019年中の所得に対して、20年度に課税される税金です。右記の日程で申告相談を行いますので、お越しください。

予約専用電話

0269 (38) 1300



受付期間 2月6日(木)
～3月13日(金)
(土・日・祝日を除く)
受付時間 午前8時30分
～午後5時15分
※予約なしでも相談できますが、
予約者優先になります。

2/17日(月) 中：還付申告 豊：上今井	18日(火) 中：中野 豊：上今井	19日(水) 中：日野 豊：豊津	20日(木) 中：延徳 豊：豊津	21日(金) 中：平野 豊：豊津
	25日(火) 中：高丘 豊：永田	26日(水) 中：長丘 豊：永田	27日(木) 中：平岡 豊：永田	28日(金) 中：科野
3/2日(月) 中：倭	3日(火) 中：還付申告	4日(水) 中：中野	5日(木) 中：日野	6日(金) 中：延徳
9日(月) 中：平野	10日(火) 中：高丘	11日(水) 中：長丘	12日(木) 中：平岡	13日(金) 中：科野
16日(月) 中：倭				

【受付時間】 午前8時30分～午後4時 (相談の開始は午前9時から)

【相談会場】 中野会場 (中)：市役所2階 多目的サロンホール
豊田会場 (豊)：豊田支所1階

※対象地区の指定日以外でも相談は受け付けますが、混雑を避けるため、できるだけ指定日にお越しください。

※税務課窓口での相談はできません。相談会場にお越しください。

Point

2

事前に集計を済ませて
ください

- ・営業、農業、不動産所得がある人で「収支内訳書」を提出する場合は、事前に集計をしてきてください
- ・「医療費控除」は医療を受けた人それぞれに医療機関、薬局ごとで集計してください

郵送でも提出できます

3月16日(月)までに、記入した「市・県民税申告書(電話番号を必ずご記入ください)」や「各種証明書」などを税務課あてに郵送してください。なお、市役所総合案内、豊田支所、北部公民館、西部公民館、永田窓口サービスステーションに設置してある投函箱で提出することもできます。

POST
〒

申告に必要なもの

Point
3

- 市・県民税申告書
※2019年度に市・県民税の申告をした人などに送付しました。(申告書が届いた全ての人が申告義務があるとは限りません)
※市役所税務課・豊田支所の窓口で配布しています。
- 所得が明らかにできるもの(給与や公的年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書)
- 収入や必要経費を記入した収支内訳書(営業・農業・不動産所得がある場合)
- マイナンバー(個人番号)確認書類と本人確認書類(運転免許証など)
- 社会保険料などの支払額が分かるもの(国民年金保険料、生命保険料控除証明書など)
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書など
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- 印鑑
- 申告者の金融機関口座が分かるもの(還付申告の場合)
- 利用者識別番号の分かるもの(取得されていない人は申告時に取得できます)